



ごみ・リサイクル・水道



問 ごみ総合対策課 TEL.60-1802

ごみの出し方

- ・燃やすごみ、燃やさないごみは、市指定有料ごみ処理袋で出してください。
 - ・資源物(びん、缶、古紙、古着、ペットボトル、プラスチック製容器包装)、危険・有害ごみは透明・半透明の袋(45リットル以下)で分別して出してください。
- ※必ず午前9時までに出してください。一度収集に回った後に出されたものは回収できません。
- ※地区によって収集日が異なります。
- ※詳しくは「ごみ便利帳」および「ごみと資源の収集カレンダー」をご覧ください。

▶ごみ便利帳

ごみの分別方法や出し方等について詳しく掲載した「ごみ便利帳」を市役所総合案内、ごみ総合対策課、市政センターで配布しています。



▲詳しくはこちらから

▶ごみと資源の収集カレンダー(地区別)

地域ごとの、ごみと資源の収集日を掲載した「ごみと資源の収集カレンダー」を毎年度3月頃に全戸配布しています(市役所総合案内、ごみ総合対策課、市政センターでも配布しています)。



▲詳しくはこちらから

市指定家庭用有料ごみ処理袋

▶種類

市指定家庭用有料ごみ処理袋は、下記の4種類の緑色の袋です。



5ℓ

10ℓ

20ℓ

40ℓ

▶価格(廃棄物処理手数料)

種類		価格	サイズ (タテ×ヨコ)
5リットル相当(特小)	1組10枚	100円 (1枚当たり 10円)	30×18cm
10リットル相当(小)	1組10枚	200円 (1枚当たり 20円)	37×29cm
20リットル相当(中)	1組10枚	400円 (1枚当たり 40円)	45×36cm
40リットル相当(大)	1組10枚	800円 (1枚当たり 80円)	56×47cm

▶取扱い店舗等

袋の取扱店等、詳しくは「ごみ便利帳」をご覧ください。一部の取扱店では、20リットル相当と40リットル相当の袋のばら売りを行っていますので、ご利用ください(取扱店は、市ホームページでもお知らせしています)。

▶市指定家庭用有料ごみ処理袋(廃棄物処理手数料)の減免

下記に該当する方には、市指定家庭用有料ごみ処理袋を一定枚数無料で配布します。

- (1)生活保護を受給している方
- (2)中国残留邦人等および特定配偶者の方
- (3)児童扶養手当を受給している方
- (4)特別児童扶養手当を受給している方
- (5)特別障害者手当を受給している方
- (6)老齢福祉年金を受給している方
- (7)次のいずれかの手帳を所持している方(ただし、世帯員全員が市民税非課税であること)
身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、
精神障害者保健福祉手帳1・2級

※(1)～(6)に該当する方には、各手当担当課より市指定家庭ごみ処理袋引換券を送付します。

(7)に該当する方は、毎年度ごみ総合対策課への申請が必要です。

転入または市内で転居したときは

武蔵野市では、建物ごとの「戸別収集」を行っています。ごみの収集を開始する方法は、次のとおりです。

▶戸建住宅

転入・転居・新築等の際、ごみ収集届出書の提出が必要です。敷地内にごみを出す場所を決め、ごみ総合対策課

窓口または、郵送、**FAX.51-9950**、電子申請にて届出をお願いします。届出後2～4開庁日後からの収集となります。



▲詳しくはこちらから

集合住宅

届出書の提出は不要です。建物ごとにごみを出す場所が決められていますので、不動産会社や建物の管理者に確認のうえ、所定の場所にお出してください。

※届出書用紙はごみ総合対策課窓口・各市政センターで配布しています。市ホームページからもダウンロードできます。

燃やすごみ 有料

- ・生ごみ
- ・ゴム製品・アルミホイル・ラップ・ビデオテープ・CD・DVD(ケースも)。
- ・汚れの取れないプラスチック製容器包装・プラスチック製品・革製品(留め具やファスナー程度の金属が付いていても「燃やすごみ」)。

無料で収集できるもの

透明・半透明の袋で出してください。

落ち葉・枝木等

長さ50cm×太さ7cm以内に切って、1回に3袋・束以内。集合住宅は10袋・束以内。袋の大きさは45ℓ以下。束は直径50cm以内。

おむつ 汚物はトイレに流してください。

ボランティア袋

街の美化をボランティアとして行ったときに出るごみについては、無料で収集します。専用のボランティア袋をごみ総合対策課・各市政センター・各コミュニティセンターで配布しています。

燃やさないごみ 有料

- ・陶磁器・ガラス類(コップ、鏡、板ガラス等)・電球・小型家電・カミソリ・傘・乳白色や耐熱性のびん。
- ・金属製品(フライパン、鍋類)。

電池類(乾電池、小型充電式電池、ボタン電池)は「危険・有害ごみ」です。電池を取り外した小型家電製品の本体のみ「燃やさないごみ」になります。電池を取り外せない場合は、本体ごと「危険・有害ごみ」に出してください。**特にリチウムイオン電池は、必ず「危険・有害ごみ」に出してください。**「燃やさないごみ」として排出すると、発火事故を起こし、危険です。



←このようなマークがついていたらリチウムイオン電池です！

※傘は半分以上入る袋で出してください。

※カセットコンロを捨てる場合は、カセットボンベと電池を必ず取り外してください。

資源物(古紙・古着)

- ・古紙 種類ごとに出してください。
- ・古着 透明または半透明の袋で出してください。
- ・雑紙(ざつがみ/束ねることが難しい小さな紙で汚れていないもの) 紙袋や透明または半透明の袋に「ざつがみ」と明記して、散乱しないように口を閉じて出してください。

※古紙・古着は雨にぬれると資源化できない場合があります。雨の日はなるべく避けてください。

※牛乳・ジュース等の紙パックは古紙では出せません。コミュニティセンターやスーパーマーケット等の回収ボックスへ出してください。その他の古紙にならないものについて、詳しくは「ごみ便利帳」をご覧ください。

資源物(プラスチック製容器包装)

- ・分別目安のマーク



←このマークのついているものは、プラスチック製容器包装に分別を。

- ・透明または半透明の袋で出してください。

※汚れの取れないものは「燃やすごみ」へ。

資源物(ペットボトル)

- ・分別目安のマーク



←このマークのついているものは、ペットボトルに分別を。

- ・透明または半透明の袋で出してください。

※ペットボトルのふたやラベルは、外して「プラスチック製容器包装」へ。

資源物(びん・缶)

びんと缶はそれぞれ別の袋で出してください。

- ・中身を出して、ゆすいで透明または半透明の袋で出してください。

※汚れのとれないびん・缶は「燃やさないごみ」へ。

※びんのキャップは素材によって分別してください。

危険・有害ごみ

「危険・有害ごみ袋」か、「危険・有害ごみ」と明記した透明または半透明袋で出してください。危険・有害ごみ袋はごみ総合対策課・市役所総合案内・市政センター・各コミュニティセンターで配布しています。

電池

乾電池(ボタン電池を含む)

充電電池(リチウムイオン電池、ニカド電池等)

電池が取り外せない小型家電製品(スマートフォン、モバイルバッテリー、携帯ゲーム機、加熱式・電子たばこ等)

蛍光管

「危険・有害ごみ袋」や透明・半透明の袋で出すか、買い替え時のケースに入れて出してください(ただし、割れた蛍光管は「燃やさないごみ」へ)。

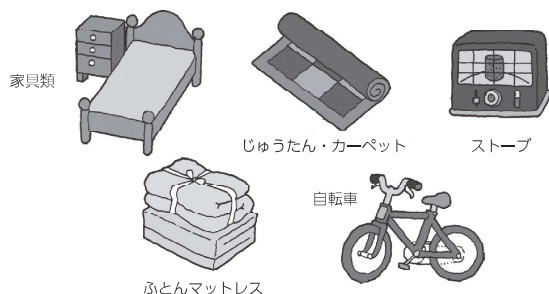
カセットボンベ、スプレー缶、鉛製品等

カセットボンベやスプレー缶等を、中身が入ったままでごみとして出すと、処理時に爆発事故をおこす恐れがあり、非常に危険です。スプレー缶等を出す場合には、中身を使い切り穴をあけずに、「危険・有害ごみ」の収集日に「危険・有害ごみ袋」または透明・半透明袋に「危険・有害ごみ」と明記して出してください。中身を使い切れない場合は袋に「残あり」と明記してください。



粗大ごみの処理

粗大ごみとは原則、家庭から出る市指定有料ごみ処理袋(40リットル相当:大)に入らない大きさのごみです。※詳しくは、「ごみ便利帳」をご覧ください。



粗大ごみ処理券

粗大ごみは有料で、ポイント制になっています。1ポイント券(100円)、10ポイント券(1,000円)、15ポイント券(1,500円)。

粗大ごみを出す手順(家庭から出たもの)

①粗大ごみ受付センターTEL.60-1844(専用)へお電話ください(祝日を含む月～土曜日の午前8時30分～午後7時)。または市ホームページからインターネットでも申し込むことができます(24時間受付可能)。

〈お申し込みの際は〉

- ・廃棄されるごみを1つずつ伺います(正確なポイント算定に必要です)。
- ・収集日を決めます。1日当たりの収集件数に上限があります。早めにお申し込みください。祝日も収集します(祝日が土・日曜日にあたる場合や年末年始を除きます)。

②収集日までにポイントに応じた処理券をお買い求めになり、必要事項を記入してください。

1回の収集当たりの品物の合計ポイントが10ポイント未満の場合は、一律10ポイントとなります。

③処理券を一番目立つ品物に貼って、収集当日の午前9時までに、自宅敷地内の入り口付近等わかりやすい場所に出しておいてください。所定のごみ置き場まで出すのが困難な場合は、業者(有料)を紹介しますので、ごみ総合対策課TEL.60-1802にお問い合わせください。

④午前9時から順次収集に伺います。お立会いの必要はありません。

※処理券が貼付されていない場合や処理券のポイントが不足している場合は収集できませんのでご注意ください。

〈直接持ち込む場合〉

引っ越し等の特別な事情により通常の収集日に出せない場合に限り、原則排出者本人がクリーンセンターに直接持ち込むこともできます。この場合、1回の持ち込みにつき重量に応じた料金となり、処理券は使えません(現金での支払いとなります)。対象は家庭から出る粗大ごみだけです。

※排出場所が市内であることを確認するため、証明書(運転免許証等)の提示をお願いします。

受付時間

平日 午前9時～11時30分
午後1時～4時

土曜日 午前9時～11時30分

※日曜日、祝日、年末年始は休み

〈事業系の粗大ごみ〉

事業系の粗大ごみは、事業所の責任で処理をお願いします(市による収集は行っていません)。

事業系ごみの処理は

問 ごみ総合対策課 TEL.60-1802

▶ お店や会社の事業活動から出される廃棄物

- ・自ら自己処理するか、武蔵野市が許可した一般廃棄物処理業許可業者に委託して、適正に処理してください。
- ・以下の要件を満たした場合のみ、「ごみ収集届出書」を提出の後、市指定の事業用有料ごみ処理袋を使用して、市の収集に出すことができます。(袋の種類、サイズ、取扱店等、詳しくは「ごみ便利帳」や市ホームページでお知らせしています。)

- ①ごみの排出量が1日に平均して、10キログラム以下であること
 - ②建物の敷地内にごみを出せること
 - ③決められた収集日の午前9時までにごみを出せること
- ＊事業用有料ごみ処理袋には、必ず事業所名を記名のうえ、敷地内のごみ集積所に出してください。
 - ＊危険・有害ごみのみ無料で回収します。(市で配布している「危険・有害ごみ袋」か、「危険・有害ごみ」と明記した透明または半透明袋で出してください)
 - ＊粗大ごみや一度に多量にごみを出す場合は、武蔵野市が許可した一般廃棄物処理業許可業者に委託して処理してください。

市で収集・処理できないごみ

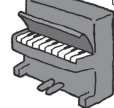
コンクリートブロック



土砂・石・泥



タイヤ



ピアノ



消火器



塗料



OIL 廃油



GAS ガスボンベ (プロパン・ヘリウム)



バッテリー

その他、ボウリングの球、耐火金庫、バイク、自動車部品等。産業廃棄物・建築廃材・薬品類・冷媒を使用しているもの・多量の事業系ごみ等は市では収集・処理できません。専門の処理業者に頼むか、販売店等に相談をして処理してください。

〈特定家電について〉

特定家電(テレビ・洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン)は、家電リサイクル法により市では収集できません。メーカーや販売店等に問い合わせてください。引渡し先(販売店)が不明な場合は、家電リサイクル受付センターTEL.042-485-1681にご相談ください。

〈家庭用パソコン・モニター〉

市では処分できません。メーカー・販売店、パソコン3R推進協会(URL.<https://www.pc3r.jp/home/index.html> TEL.03-5282-7685)またはリネットジャパンリサイクル(株)(URL.https://www.renet.jp/?utm_source=localgovernment&utm_medium=referral&utm_campaign=tokyo_musashino TEL.0570-085-800)にご相談ください。

ごみの不法投棄を見かけたら

問 ごみ総合対策課 TEL.60-1802

不法投棄は環境に悪影響を与えるだけでなく、まちの美観を損ねます。市民の皆さんからの通報を受けた場合は現地調査を行い、悪質な場合には警察と連携して対処しています。

私有地に不法投棄されたごみは、捨てた人がわからない場合、土地の占有者が処理をするよう定められています(「武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例」の第33条2項および3項の規定による)。

武蔵野クリーンセンター

▶ 武蔵野クリーンセンター

問 ごみ総合対策課 TEL.54-1221 緑町3-1-5

焼却処理施設と不燃・粗大ごみ処理施設を備え、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、危険・有害ごみを処理しています。

施設の2階は見学者コースになっており、1周することで、ごみ処理の流れがわかります。

施設の開館中は、予約なしで自由に見学することができます。

開館時間 午前10時～午後5時

休館日 火曜日/祝日(月曜日が休日の場合は開館、その週の水曜日休館)

団体予約 ごみ総合対策課 TEL.54-1221

屋上ガーデン見学会 毎週日曜日 午前11時～正午



▲詳しくはこちらから



むさしのエコreゾート

環境問題・環境啓発について知りたい

▶ むさしのエコreゾート

問 環境政策課 TEL.60-1945
緑町3-1-5

開館時間

午前9時30分～午後5時

休館日

火曜日／祝日（月曜日が祝日の場合は
月曜日開館、水曜日休館）／年末年始

公式ホームページ

<https://musashino-ecoresort.com/>



▲詳しくは
こちらから

ごみ処理施設「武蔵野クリーンセンター」の旧建物の一部をリノベーションして整備された環境啓発施設で、令和2年11月にオープンしました。地球温暖化を踏まえ、ごみをはじめ資源、エネルギー、緑、水循環、生物多様性等、環境について考え、学び、体験することができます。展示スペースや廃材を使ったものづくり等が体験できるコーナーのほか、環境に関する資料・図書の閲覧等の機能があり、自由に来館することができます。

環境・エネルギー

省・創エネ機器 設置費用の助成

問 環境政策課 TEL.60-1841

市域の総エネルギー使用量を削減するため、省エネルギー・創エネルギー機器の設置・改修費用の一部を助成します。助成対象機器や助成金額等、詳しくはお問い合わせください。

「エコワット」の無料貸出

問 環境政策課 TEL.60-1841

コンセントと家電製品の間にただで、家電製品の消費電力量と電気使用料を簡単に測れる「エコワット」を無料で貸し出しています。

「エコカレンダー」の配布

問 環境政策課 TEL.60-1841

家庭の電気・ガス等の使用量が記録できるチェックシートを無料で配布しています。

事業者向けの省エネルギー対策は P61参照

上水道・下水道

水道を使い始めるとき、中止するとき

問 水道お客様センター TEL.52-0733

水道の開始時・中止時には、水道お客様センターに事前の連絡が必要です。窓口への来庁、電話、市ホームページ専用フォームでの申込みの他、インターネットの「引越れんらく帳」（※東京電力エナジーパートナーが運営する公共料金の移転手続きウェブサイト）での手続きが可能です。

使用中止時の連絡の際には、「水道使用量のお知らせ」や「領収書」に記載のある「お客様番号」も併せてお知らせください。

▶ 料金等の支払

水道料金・下水道使用料の請求は2カ月に1度です。支払方法は、請求書による支払の他、口座振替、クレジットカードによる支払も可能です。

請求書による支払の場合、支払期限の約10日前に請求

書を郵送いたします。支払期限までにお支払いください。コンビニエンスストア、金融機関、郵便局、市役所・市政センターの金融機関窓口または、水道お客様センターの窓口でお支払い可能です。

口座振替やクレジットカードによる支払では、その都度の料金支払手続は不要ですので、ご活用ください。

① 口座振替による支払の申込

手続きには事前の申込が必要です。お客様センターにご連絡ください。申込に必要な書類を送付いたします。内容をご確認の上、必要事項を記入して、水道お客様センターに返送してください。なお、申込書には金融機関への「お届印」の捺印が必要となります。口座振替の適用については、適用直後の検針時に発行する「水道等使用量のお知らせ」にて通知いたします。

②クレジットカードによる支払の申込

手続きには事前の申込が必要です。水道お客様センターにご連絡ください。専用の申込書を送付いたします。内容をご覧の上、必要事項を記入して、水道お客様センターに返送してください。手続き完了後、開始通知を郵送いたします。クレジットカードによる支払の場合には、領収書の発行は致しませんので、支払金額はカードの利用明細等でご覧ください。

雨水浸透施設の設置

問 下水道課 TEL.60-1867

都市型水害の軽減や地下水・湧水等自然環境の保全回復のために、雨水浸透施設の設置をお願いしています。新築住宅、既設住宅それぞれに助成金がありますので、ぜひご活用ください。



▲詳しくはこちらから

▶助成金額

新築住宅では材料費を、既設住宅(平成24年10月1日より前の建築)では材料費および工事費を助成しています。既設住宅については、基本的に自己負担はありません(例外あり)。

▶条件

雨水浸透施設の設置工事に係る住宅等を所有する個人(武蔵野市まちづくり条例に該当するものを除く。)

▶申請手続

下水道課へご連絡または直接お越しください。

水質についての相談

▶水道水の水質について

問 水道部工務課 TEL.52-0735

▶井戸水等(水道水以外)の衛生管理について

問 多摩府中保健所生活環境安全課環境衛生第二担当 TEL.042-362-2334

水漏れ等の相談

問 水道部工務課 TEL.52-0735

水道部工務課または市指定給水装置工事事業者へご連絡ください。市指定給水装置工事事業者についてのお問い合わせも、水道部工務課へ。

水道・下水道工事の依頼

問 上水道 水道部工務課 TEL.52-0735

下水道 下水道課 TEL.60-1867

住宅の新築・改築等により水道・下水道工事を行うときは、市指定給水装置工事・排水設備工事事業者へ依頼し、市へ申請を行ってください。

※市のホームページより「給水装置工事事業者」「排水設備工事事業者」で検索すると、業者一覧表をご覧いただけます。

<https://www.city.musashino.lg.jp>

雨水タンクの設置

問 下水道課 TEL.60-1867

雨水タンクは、雨のピーク時にタンクに雨水をためることで、下水道に流れる雨水の量を抑える効果があります。ためた雨水は、洗車や植栽への水やり、災害時の緊急用水等に利用できます。

▶助成金額

以下の①か②のうちいずれか低い額になります。

①【本体価格×3/4】+【設置価格×3/4(ただし上限額10,000円)】

②小型(容量150L未満)は30,000円、中型(容量150L以上)は50,000円。

▶条件(市民に限ります)

自らの居住の用に供する住宅を所有する個人
市内に事務所を有し事業を営む個人又は法人

▶申請手続

ホームページ上に申請書を掲載しています。不明点等ございましたら下水道課へご連絡または直接お越しください。



▲詳しくはこちらから

下水道の適正利用をお願いします

問 下水道課 TEL.60-1867

下水道管の効力を十分に発揮するには、みなさんのちょっとした取り組みが重要です。

次の点に気をつけてください。

- ・天ぷら油やラード等の廃油類、土砂等を流さないでください。排水管や污水ますを詰まらせる原因となります。
- ・ガソリン、シンナー、灯油等は爆発のおそれがありますので、絶対に流さないでください。
- ・紙おむつや衛生用品を流さないでください。水洗便器や排水管が詰まって水が流れなくなることがあります。
- ・ディスポーザ(生ごみ粉碎機)の使用については市が認めたもの以外、使用しないでください。粉碎した生ごみを下水道に流すと、排水管が詰まったり、腐敗して悪臭の発生原因になります。